

！ 調査の背景

〔 通知日：令和8年4月22日 通知先：国土交通省、農林水産省 〕

- 令和3年7月の静岡県熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、**全国の都道府県が実施した「盛土総点検」**（約3.6万か所）の結果、**必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土**（約500か所）の存在が明らかになり、国から早期の対応を依頼
- 盛土に係る規制について、関係法令による規制が十分でない分野が存在していたこと等を踏まえ、**令和5年5月に盛土規制法が施行**され、都道府県等が、**既存の盛土等に対する災害リスクの把握**や**定期的な経過観察**を実施するほか、災害リスクがある盛土の所有者等に対し**対策工事の勧告・改善命令**等を行うこととされた。
- 盛土規制法の施行後、都道府県等の多くは、新たな規制区域の指定に向けた準備を経て、令和7年度から同法の本格的な運用を開始したところであり、今般、**円滑な法の運用を後押し**する観点から、同法に基づく取組状況を中心に調査

📄 主な調査結果

① 既存の盛土等が有する災害リスクの把握や定期的な経過観察、リスクを踏まえた対策の実施が進んでいない事例あり（⇒今後多くの都道府県等が直面する共通の課題）

- ・ 災害リスクを把握する安全性把握調査（原則として土地所有者が実施）について、土地所有者の特定に時間を要する、調査費用の負担等に関して理解が得られないなど、調査実施に向けた調整に苦慮
- ・ 災害リスクを把握するまでの間、定期的に盛土や擁壁等の形状に変化が生じていないかを点検する経過観察について、6割以上が未実施（※）
- ・ 災害リスクを把握した後、対策工事が必要とされた盛土について、工事費用の負担に関する調整等に苦慮しており、工事に着手できていない状況（※）

（※）盛土規制法施行前から主に市町村が安全対策を実施してきた大規模盛土造成地に係るもの

② 「盛土総点検」で必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土については、**関係法令部局による従前からの対応**に加え、**盛土規制法部局による対応**が求められるが、**両部局間の連携が不足している事例あり**

- ・ 関係法令部局が、既に盛土の災害リスクの程度に応じて、継続的に応急対策や経過観察等の対応を実施しているが、盛土規制法部局はその対応状況等を未把握
- ・ 措置未了の盛土に対し、関係法令部局と盛土規制法部局がそれぞれ独自に対応

👉 当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、以下の措置を講ずる必要

- ① 都道府県等による既存の盛土等の災害リスクの把握、経過観察及び対策工事の**取組実態・課題を把握し、必要な支援を実施**
- ② 都道府県等の盛土規制法部局が、関係法令部局の対応状況等を把握し、**盛土規制法に基づく追加的対応の必要性の検討、関係法令部局と連携した経過観察等を実施**するよう促進

調査の背景・視点

調査の背景

- 令和3年7月、静岡県熱海市において、大雨に伴い上流山間部の盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生するなど、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題
- また、これまで、危険な盛土等に関して、土地利用規制に関する関係法令による規制が必ずしも十分でない分野が存在



- 令和4年に「宅地造成等規制法」が抜本的に改正（令和4年5月27日公布、5年5月26日施行）され、土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名も「**宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）**」に改正

【主な改正ポイント】

- ① **スキマのない規制**
 - ✓ 規制の実施主体である都道府県、指定都市及び中核市は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - ✓ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等が許可の対象
- ② **盛土等の安全性の確保**
 - ✓ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ③ **責任所在の明確化**
 - ✓ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
 - ✓ 災害防止のために必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等の命令が可能
- ④ **実効性のある罰則の措置**
 - ✓ 罰則が抑止力として十分機能するよう、条例による罰則の上限より高い水準に強化

※ 改正前の「宅地造成等規制法」に基づき規制区域を指定している場合は、当該区域内における宅地造成に関する工事等の規制について、施行後2年間の経過措置あり。多くの都道府県等においては、令和7年5月までに盛土規制法の運用を開始

調査の視点

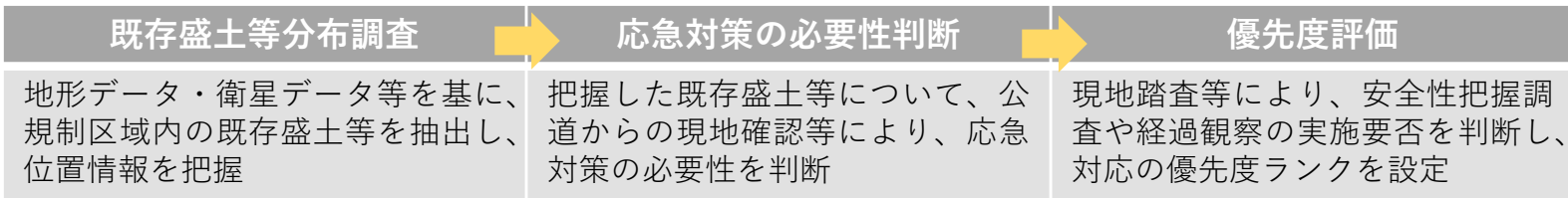
- 都道府県等における盛土規制法に基づく取組（①既存盛土等の安全対策の取組、②「盛土総点検」後の対応等）の実態・課題等を調査し、**同法の円滑な運用を後押しする観点**から、国による支援の在り方・必要性を検討

調査結果① - 1 既存盛土等の安全対策の取組状況（既存盛土等調査）

制度概要

■ 都道府県等においては、盛土規制法に基づき、規制区域内における**既存盛土等の分布状況、客観的な災害リスクの把握、定期的な経過観察の実施等を目的**として、おおむね5年ごとに既存盛土等調査を実施

【既存盛土等調査の実施手順】



安全性把握調査

地盤調査及び安定計算により、盛土等の安全性を把握
※原則、土地所有者等が実施

経過観察

新たな変状の発見等を目的として、優先度ランクに応じて、定期的に現地確認を実施

主な調査結果

■ 既存盛土等調査の進捗状況

- ✓ 調査対象とした都道府県等のうち5割以上は、「既存盛土等分布調査」を実施済み【19/34都道府県等】
- ✓ 盛土規制法を運用開始して間もない都道府県等が多いことから、「優先度評価」まで**実施済みの都道府県等は一部のみ**【2/34都道府県等】であり、「安全性把握調査」には**未着手**

■ 災害リスクを把握する「安全性把握調査」に円滑に着手できていない事例あり

- ✓ 「優先度評価」の結果、「安全性把握調査」が必要とされた盛土等を有する都道府県等においては、調査費用の負担や他の相続人の所在が不明で連絡がとれない等の理由により、**土地所有者等の理解が得られず、調査実施に向けた調整に苦慮**
- ✓ 直ちに危険な盛土等ではないにもかかわらず、土地所有者等の自己負担により調査の実施を依頼することになるため、**どのように納得してもらうか、説明に苦慮**
- ✓ **調査を円滑に進めるため**、土地所有者の特定に必要な確認作業の効率化や、優先的に「安全性把握調査」を実施すべき盛土等の選定等を求める**意見・要望あり**

⇒ 今後、全国的に既存盛土等調査が進捗するに当たり、**多くの都道府県等が直面する共通の課題**

当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、都道府県等に対し、以下の措置を講ずること

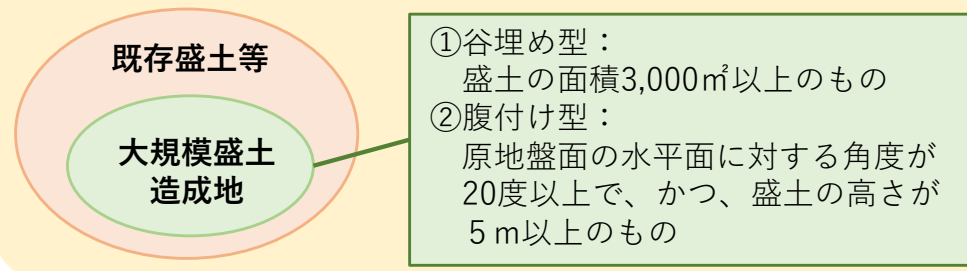
- 安全性把握調査の円滑な実施に向けて、**都道府県等における取組実態や課題を把握し、引き続き必要な支援を実施**

調査結果①-2 既存盛土等の安全対策の取組状況（大規模盛土造成地の安全対策）

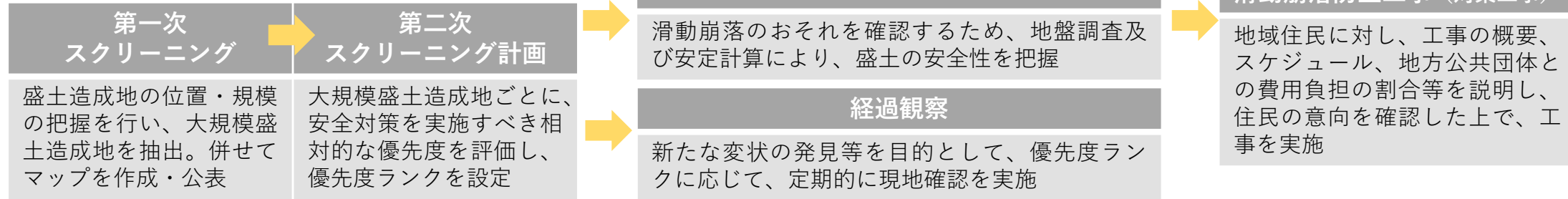
制度概要

- 大規模盛土造成地の安全対策は、過去の大規模地震における滑動崩落被害を契機として、**盛土規制法の施行前から**、地方公共団体における役割分担の下、**主に市町村において実施**
- 安全対策は、公共施設等を含む地域コミュニティの保全が目的であり、**一定の公共性を有することから、住民と共同して実施**
- 盛土規制法の施行後は、**既存盛土等調査の一環として実施**

【大規模盛土造成地とは】



【大規模盛土造成地の安全対策の取組手順】



主な調査結果

- 定期的な「経過観察」が実施されていない事例あり
 - ✓ 「経過観察」の必要性を認識していない、具体的な実施方針が定まっていない等の理由により、**6割以上が未実施**【24/37地方公共団体】
 - ✓ 負担軽減に向けた実施方針の提示など、**効率的・効果的な実施に関する意見・要望あり**
- 「滑動崩落防止工事」が速やかに実施されていない事例あり
 - ✓ 工事費用に関する住民との負担割合の調整や意見集約等に苦慮しており、「第二次スクリーニング」終了後、**2年以上、工事に着手できていない事例あり**
 - ⇒ 今後、全国的に「第二次スクリーニング」が進捗するに当たり、**多くの都道府県・市町村が直面する共通の課題**
 - ✓ **どのように住民と調整を進めていくか想定できないため**、工事实施の見通しが立てられず、「第二次スクリーニング」自体実施できていない事例あり

当省の意見

- 国土交通省及び農林水産省は、都道府県及び市町村に対し、以下の措置を講ずること
- **経過観察の意義・目的を改めて周知**
 - **経過観察や滑動崩落防止工事の取組実態・課題を把握し、必要な支援を実施**

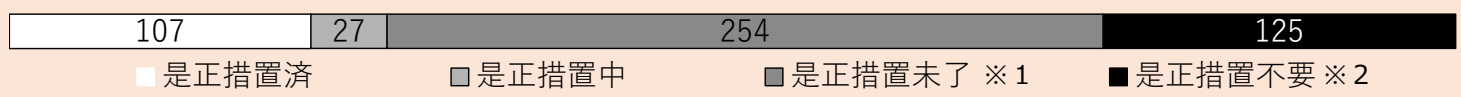
調査結果② 「盛土総点検」後の対応状況

制度概要

- 「盛土総点検」では、土地利用規制に関する関係法令の観点から、必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土を抽出
- これら盛土について、国から都道府県に対し、管内市町村と連携の下、盛土が有する災害リスクに応じて、応急対策の実施や安全性を把握するなど早期の対策実施を依頼
- 都道府県等は、盛土規制法の運用開始後、同法に基づく既存盛土等調査のほか、災害リスクがある盛土の所有者等に対し、同法に基づく是正措置の勧告・改善命令等が可能

主な調査結果

■ 必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土について、都道府県（管内市町村を含む。）における対応状況を確認した結果、約5割の盛土が「是正措置未了」の状況



※1 その全てが、直ちに災害防止措置の実施が必要な災害リスクが高い盛土ではなく、災害リスクが低い盛土を含む
 ※2 詳細な現地確認の結果、法令上、特段の措置を講ずる必要がないことが確認できた等の理由によるもの

■ 必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土については、**関係法令部局による従前からの対応**に加え、**盛土規制法部局による対応**が求められるが、**両部局間の連携が不足している事例あり**

- ✓ 関係法令部局が、既に盛土の災害リスクの程度に応じて、継続的に応急対策や経過観察等の対応を実施しているが、**盛土規制法部局はその対応状況等を未把握**
- ✓ 「是正措置未了」の盛土に対し、**関係法令部局と盛土規制法部局がそれぞれ独自に対応**

(例) 【市】市道に盛土が崩落している状況を確認し、木柵や崩落探知機を設置するとともに、土地所有者に対する継続的な改善依頼や現地確認を行っており、危険性が解消されている認識はない
 【県】盛土総点検以降、是正措置を講じる必要性を認識していない。また、盛土規制法部局では、当該盛土について、既存盛土等調査の対象としているものの、市の対応状況等を未把握

■ 他方、「是正措置未了」の盛土に対し、**盛土規制法部局が積極的に関与することにより、早期是正に向けた検討が進められている事例あり**

- ✓ 盛土の現況を把握した上で、関係法令部局と連携し、**盛土規制法に基づく勧告等を実施**
- ✓ 既存盛土等調査の実施に当たり、**他の既存盛土等に先行して優先度評価を実施し、早期に災害リスクを把握**

当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、都道府県等に対し、以下の取組を促すこと

- 盛土規制法部局において、関係法令部局（管内市町村を含む。）から、盛土の現況や対応状況等を把握した上で、盛土の災害リスクに応じて、
- ✓ **盛土規制法に基づく早期是正に向けた追加的対応の必要性を検討**
- ✓ **関係法令部局と連携し、既存盛土等調査における経過観察等の取組の効率的・効果的な実施**